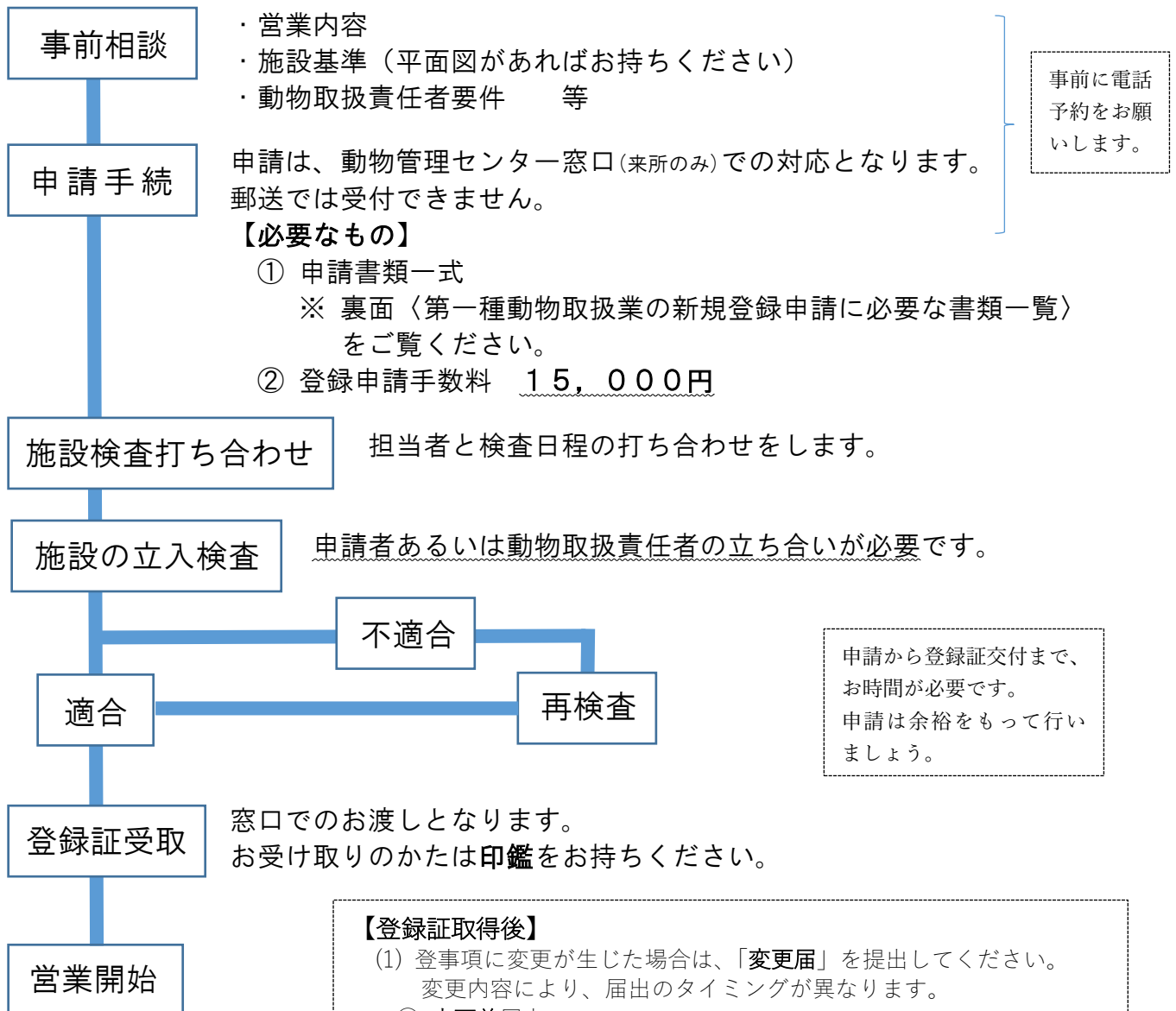


第一種動物取扱業登録取得までのながれ

窓口は仙台市動物管理センターです。



【登録証取得後】

(1) 登事項に変更が生じた場合は、「**変更届**」を提出してください。
変更内容により、届出のタイミングが異なります。

① 変更前届出

- ・ 種別に応じた業務内容及び実施の方法
- ・ 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
- ・ 飼養施設の設置
- ・ 犬猫等販売業を営む

② 変更後届出（30日以内）

- ・ 氏名又は名称及び住所（法人にあっては代表者の氏名）
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 動物取扱責任者
- ・ 主として取扱う動物の種類及び数
- ・ 飼養施設の所在地、構造及び規模
- ・ 役員の氏名・住所
- ・ 事業所以外の場所で重要事項の説明等をする職員
- ・ 営業時間
- ・ 犬猫等安全計画
- ・ 犬猫等販売業をやめる

※ 営業者が変わったとき、施設が移転したとき、施設を大きく変えたときには、新たに登録を取得する必要があります。

(2) 廃業したときには、30日以内に「**廃業届**」を提出してください。